船舶職員及び小型船舶操縦者法及び水先法関係手続きのメール申請について

船舶職員及び小型船舶操縦者法の申請方法・注意事項はこちら（必ずご確認ください）

水先法の申請方法・注意事項はこちら（必ずご確認ください）

メールによる申請手続きは、下記の運輸局等の申請用メールアドレス宛に行ってください。

申請から受領に相応の日数を要します。

その他、申請に関するご不明な点等は、直接、各窓口にお問い合わせ下さい。

名称	担当部署	〒	所在地	電話番号	申請用メールアドレス
○近畿運輸局	海上安全環境部 船員労働環境・ 海技資格課	540-8558	大阪市中央区大手前4-1-76 （大阪合同庁舎第四号館）	06-6949-6434	kkt-kaigishikaku01hk@ki.mlit.go.jp
○京都運輸支局 （舞鶴庁舎）	船員担当	624-0946	舞鶴市下福井901 （舞鶴港湾合同庁舎）	0773-75-0616	kkt-kaigishikaku02mz@ki.mlit.go.jp
○和歌山運輸支局	船員担当	640-8404	和歌山市湊1106-4	073-422-5828	kkt-kaigishikaku03wk@ki.mlit.go.jp
○和歌山運輸支局勝浦海事事務所 （水先法関係手続きを除く）		649-5335	和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町大字築地8-5-5	0735-52-0260	kkt-kaigishikaku04kt@ki.mlit.go.jp